

令和 5 年度第 5 回広島市社会福祉審議会高齢福祉専門分科会 会議要旨

1 開催日時

令和 5 年 12 月 15 日（金）午後 6 時から午後 7 時まで

2 開催場所

広島市役所本庁舎 2 階 講堂

3 出席委員

村上分科会長、肥後井分科会副会長、天方委員、川口委員、高橋委員、永野委員、西村委員、満田委員、森井委員、大下委員、岡崎委員、落久保委員、上土井委員、木村委員、鈴川委員、高木委員、竹田委員、藤田委員、森川委員、横山委員 計 20 名

4 事務局

健康福祉局長、高齢福祉部長、保健部参与(事)健康推進課長、保健部医務監(事)保健指導担当課長、地域共生社会推進課長、高齢福祉課長、地域包括ケア推進課長、介護保険課長、介護保険課事業者指導・指定担当課長
高齢福祉課課長補佐

5 議 事

第 9 期広島市高齢者施策推進プラン(令和 6 年度(2024 年度)～令和 8 年度(2026 年度))の中間とりまとめ(案)について

6 公開状況

公開

7 傍 聴 人

なし

8 会議資料

資料 1 第 9 期広島市高齢者施策推進プラン中間とりまとめ(案)

資料 2 第 9 期介護保険事業計画の介護サービス量・介護給付費用及び介護保険料の見込み等

参考資料 1 広島市社会福祉審議会高齢福祉専門分科会における意見と対応

参考資料 2 日常生活圏域別の地域資源等

参考資料 3 第 8 期介護保険事業計画の実施状況

参考資料 4 広島市社会福祉審議会高齢福祉専門分科会委員名簿

9 会議要旨

（村上分科会長）

第9期広島市高齢者施策推進プランの中間とりまとめ（案）について、事務局から説明をお願いします。

〔事務局から、資料1、2に基づき説明〕

（村上分科会長）

事務局から、第9期広島市高齢者施策推進プランの中間とりまとめ（案）について説明があった。まずは、最初に説明のあった第1章「総論」と第2章「各論」について、質問、意見等があれば挙手をお願いします。

竹田委員どうぞ。

（竹田委員）

資料1の14ページ「施策体系」においてリスクマネジメントの記載があるが、私の居住地域で障がい者の方がおり、民生委員から災害時には同伴して避難するようお願いされているが、これまで一度も避難訓練を行ったことがない。お互いが安心するためにも、定期的に避難訓練を計画していただくよう提案したい。

（高齢福祉部長）

地域における避難訓練は本市においても支援しているところであり、今後、より実践に即した対応ができるよう担当部署である危機管理室に御意見を伝えさせていただく。

（村上分科会長）

第1～2章はこれまで議論してきたところであるため、御意見がなければ次の資料2「第9期介護保険事業計画の介護サービス量・介護給付費用及び介護保険料の見込み等」について、質問、意見等があれば挙手をお願いします。

高木委員どうぞ。

（高木委員）

7ページの「介護保険料の見込み」について、第9期介護保険料とは令和6年から令和8年の3年間の保険料のことで、それを今年度中に決定させるという理解でよいか。

（介護保険課長）

そのとおりである。

（高木委員）

今後の国の報酬改定によって、現在提示している保険料から前後するのか。

（介護保険課長）

介護報酬の改定は、現在国において検討中であり、今後は国が決定した報酬改定に基づいて、保険料を算定することとなる。

（高齢福祉部長）

補足として、今般の物価高騰などを踏まえると報酬の据え置きやマイナス改定は考えにくい状況である。プラス改定となった場合、事業者への介護報酬は増加するが第1号被保険者の負担額も増加することとなる。我々としては、事業を継続していく上で保険料の引き上げはやむを得ないと考えており、現在提示している保険料は国の報酬改定反映前のため低く見積もっていることをお知りおきいただきたい。

（横山委員）

3ページの「施設・居住系サービスの定員数」について、特別養護老人ホームの定員数について、数字の妥当性は分からないが、整備し辛い状況であることは理解しており、特定施設入居者生活介護など民間事業者が参入しやすい施設に関しては増加を見込みやすいと思っている。

一方で、4ページの「在宅生活を支える地域密着型サービス」は中々参入し辛いイメージを持っているが、これまでの伸び率はどれくらいなのか。

（介護保険課長）

第9期は要支援・要介護認定者数の見込みを考慮し、それぞれ事業所数及び利用者数を算出している。また、前回、落久保委員から地域密着型サービスが浸透していないといった御意見もあったため、このサービスが効果的なものであるということをしっかり周知して整備を進めていきたいと考えている。

（横山委員）

第8期と第9期の増加見込みはほぼ同一なのか。第9期は見込みを上げているのであれば、それを達成するための施策を実施する必要があると思うが、第8期の状況を分かれば教えていただきたい。

（高齢福祉課課長補佐）

参考資料3「第8期介護保険事業計画の実施状況について」の2ページに、地域密着型サービスの令和2～5年度の事業所数の推移を掲載している。例えば、定期巡回・随時対応型訪問介護看護では、第8期計画では23事業所までの増加を見込んでいたが、現時点では20事業所に留まっている。

（横山委員）

なかなか伸びにくいサービスだとは思いますが、ケアマネジャーなどへの周知も含めて対応

をお願いしたい。

(川口委員)

前回、特別養護老人ホームの待機者数が2,625人と示されたが、第9期計画は60人の増加のみとなっている。様々な問題がある中で、定員数を増加させていく考えをお持ちということは理解しているが、一方で待機者への対応についてはどのように考えているのかお伺いしたい。

(介護保険課長)

第9期計画を策定するに当たり、各事業所へ待機者の状況調査を行った結果、待機者数は減少傾向であった。そうした調査結果を踏まえて、第9期は60人の増加を計画している。待機者については、特別養護老人ホームに限らず他のサービス全体で受け止めるとともに、在宅介護による対応も行っていくことになると考えている。

(鈴川委員)

在宅生活が困難になった高齢者のうち、施設・居住系サービスに入所できなかった方は、民間が運営しているサービス付き高齢者向け住宅、ケアハウスや住宅型有料老人ホームに取り急ぎ入所する実態がある。そうした方も考慮して見込みを算出すべきではないか。ケアマネジャーは大変苦勞して介護サービスのお世話をされていると思うので、落久保委員にそのあたりの現状をお伺いしたい。

(村上分科会長)

サービス量の見込みにおいては、話に挙げた民間のケアハウスや住宅型有料老人ホームの入所者数も把握した上でバランスを取りながら算出しているのか。

(介護保険課長)

おっしゃるとおり、民間施設の入所者数も踏まえて第9期の見込みを算出している。

(鈴川委員)

そのあたりの数字は我々も確認することができるのか。

(高齢福祉部長)

前回の第4回分科会の資料5「第9期介護保険事業計画の介護サービス量の見込みなどに係る考え方について」にて、サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームの定員数の推移をお示ししている。令和5年度であれば、介護保険サービスの定員数は1万1,235人、有料老人ホームは3,617人、サービス付き高齢者向け住宅は3,124人となっている。

今回の資料2では3ページに「特定施設入居者生活介護」について記載しているが、これは有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅において介護施設の指定を受けているベッド数を示しており、第9期では120人増の3,675人を見込んでいる。

有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅は、元気なうちから終の棲家として居住されているケースもあり、その方々が年齢を重ねるにつれて介護サービスを必要とした場合に介護施設の指定を受けている。この2施設の定員数は約7,000人であるが、そのうち介護施設の指定を受けているのは約3,500人分であり、鈴川委員がおっしゃった施設・居住系サービスに入所できずに民間施設に入所した方と、元気なうちから終の棲家として入所する方の2パターンが存在すると考えられる。

(落久保委員)

資料1の33ページ「介護人材の確保・育成」について、第9期中に一定数を確保しなければサービスが破綻することを危惧している。

まず、ケアマネジャーであるが、その数は年々減少してきている。ケアマネジャーには法定研修があるが、福山市では研修費用の補助を行っており、そのような行政による補助を予算措置も含めて検討していただきたい。

また、ケアマネジャーの資格を取得するに当たり、今年は約1,300人が受験し合格者は約230人であった。毎年1,000人以上の受験者がいるが、その合格率を上げる施策を広島県とともに検討している。例えば岡山県では試験対策動画を作成するなど全国的に合格率をあげようとする動きがある。広島市においてもケアマネジャーに限らず様々な施策を検討していただきたい。

高齢者施設については、地域包括ケアシステムの研究会にて「本人の希望と経済力に叶った住まいの提供」が必要としており、地域包括ケアシステムでは最低生活水準の方々も路頭に迷わないようなケアが必要であるため、行政の責任の下でしっかり検討いただきたい。

(村上分科会長)

様々な御意見をいただいたが、時間の都合上ここまでとさせていただき、追加意見があれば事務局にご連絡いただきたい。

それでは、この案を「広島市高齢者施策推進プランの中間とりまとめ」として、この後に開催される社会福祉審議会全体会議へ提出させていただくこととしてよい。

(委員の異議なし)

(村上分科会長)

中間とりまとめ（案）として原案を御了承いただき、以上で本日の審議は終了とする。